

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	アサヒグループホールディングス株式会社
【英訳名】	Asahi Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役 兼 代表執行役社長 Group CEO 勝木 敦志
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	0570(00)5112
【事務連絡者氏名】	コーポレートオフィサー 吉田 正和
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	0570(00)5112
【事務連絡者氏名】	コーポレートオフィサー 吉田 正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月24日開催の報酬委員会において、業績連動型株式ユニット（以下「PSU」といいます。）制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人71名（以下「対象者」といいます。）に対し、本制度に基づくPSUを付与すること（対象者を当社のThe Asahi Global Long Term Incentive Share Planの適用対象者とする）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

アサヒグループホールディングス株式会社 普通株式

(2) 株式の内容

発行又は処分数 863,494株

注：当社のThe Asahi Global Long Term Incentive Share Planに基づき業績達成度合いが最も高い場合（最も発行又は処分数が多くなる場合）を想定した数としています。

発行価格又は処分価格及び資本組入額

(i) 発行価格又は処分価格 1株につき1,635.0円

注：東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の報酬委員会決議日である2026年3月24日の前営業日までの直近1か月（2026年2月24日から2026年3月23日まで）終値平均値としています。

(ii) 資本組入額 該当事項はありません。

発行価額又は処分価額の総額及び資本組入額の総額

(i) 発行価額又は処分価額の総額 1,411,812千円

(ii) 資本組入額の総額 該当事項はありません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役兼執行役 3名 263,044株

当社の執行役 5名 134,438株

当社の使用人 28名 194,212株

当社子会社の取締役 4名 100,376株

当社子会社の使用人 31名 171,424株

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

当社の完全子会社

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

< 本制度の概要 >

本制度は、当社普通株式を交付する中長期報酬制度として、対象者に対して、当社が定める条件に応じてPSUを付与します。当社が定める期間における業績達成度と当社が定める支給条件を満たすことを条件として権利を確定し、当該PSUに相当する当社普通株式（以下「本交付株式」といいます。）を交付します。本交付株式は、当社保有の自己株式を処分する方法により交付する予定です。

<支給条件>

当社は、以下の要件を満たすことを条件として、権利が確定した当該PSUに相当する本交付株式を交付します。

- ・当社が例外と認める場合を除き、権利確定時点まで対象者が継続して当社又は当社グループ会社の役員又は従業員の地位にあったこと
- ・本制度にかかる社内規程で定める一定の非違行為がなかったこと
- ・本制度の趣旨を達成するために必要なものとして本制度にかかる社内規程で定める要件を充足すること

<対象者>

- ・当社が選定した当社及び当社グループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役及び使用人71名を対象者とします。

<PSUの仕組み>

- ・対象期間：2026年1月1日から始まる3事業年度（2026年1月1日から2028年12月31日まで）とします。
- ・付与PSU数：対象者に付与するPSUの数は、対象者の基本給や役位に基づき、取締役及び執行役は報酬委員会、その他の対象者は報酬決定会議体（以下総称して「決定権限者」といいます。）が決定します。
- ・本交付株式数：対象期間における業績達成度と当社が定める支給条件を満たすことを条件として決定権限者が決定します。

<マルス・クローバック条項>

本制度において、マルス・クローバック条項を導入します。当該条項に基づき、対象者に重大な不正・違法行為等があった場合、当社は、当社普通株式の割当てを受ける権利の剥奪や割当て済みの当社普通株式の返還請求を行うことができるものとします。

- (6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法
該当事項はありません。

- (7) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上